

港区版

ふるさと納税制度 × 戸板女子短期大学

東京都港区には、ふるさと納税制度を利用して
港区内の公益的活動団体を支援する制度（団体応援寄付金）があります。

応援したい団体として「戸板学園」をご指定いただき
港区にご寄付いただきますと、この制度を通じて
戸板女子短期大学をご支援いただくことができます。
みなさまからのご支援は、本学の教育研究環境の充実のために
大切に使わせていただきます。

本制度では、寄付額のうち2,000円を超える部分について
所得税や住民税から原則として全額が控除されるため、
寄付者の実質的な自己負担は2,000円となります。

※控除される金額には、収入や家族構成等により一定の上限があります。

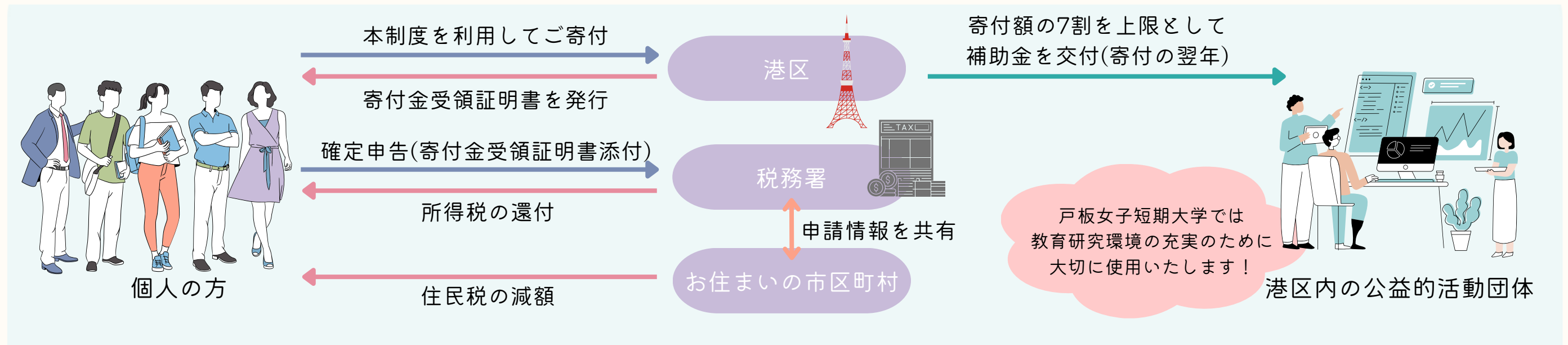


港区 団体応援寄付金



港区版ふるさと納税制度（団体応援寄付金）について

港区版ふるさと納税制度は、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道をお選びになり、区の取組を応援していただく制度です。個人の方が対象です。自治体に寄付をすることで所得税や住民税の控除を受けられます。応援したい団体をお選びいただきますと、寄付受付期間（1月～12月）の翌年、寄付額の7割を上限として、お選びいただいた団体へ港区より補助金が交付されます。



ご寄付のお手続き

パソコンやスマートフォンからいつでも簡単に、インターネット経由でお申し込みができます。

①下記のURLまたはQRコード「東京共同電子申請・届出サービス」からお申し込みください。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kikaku/hurusatonouzei/katuyou10.html#intanet>

東京共同電子申請・届出サービス



②「応援したい団体（団体名称）」欄に【戸板学園】とご入力ください。

③お申し込み完了後、港区より納付書が郵送されます。指定の金融機関の窓口で納付してください。

ご注意事項

- ・東京都港区在住の方でもご寄付いただくことができます。
- ・確定申告が不要な給与所得者等の方は、一定の条件のもとであれば、確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。
- ・本制度を利用した場合は港区への寄付となり、寄付金受領証明書は港区から発行されます。戸板学園からの領収証の発行はありません。
- ・港区版ふるさと納税の制度上、ご寄付に伴う戸板学園および港区からの返礼品の贈呈はございません。
- ・寄付金の申込みに係る個人情報については、戸板学園が定める個人情報保護基本方針および「港区個人情報保護条例」に基づいて適正に管理し、寄付金の業務以外には使用いたしません。

ご参考

総務省「ふるさと納税」ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html



ふるさと納税ワンストップ特例制度について

<https://www.city.minato.tokyo.jp/zeimu/furusato-sinseisho.html>



港区版ふるさと納税制度（団体応援支援金）について

<https://www.city.minato.tokyo.jp/zeimu/kurashi/zekin/kifu/kuhenokihu.html#dantaiouen>



お問い合わせ

学校法人戸板学園 戸板女子短期大学 教務部

TEL：03-3452-4161（平日9：00～17：00） MAIL：kyoumu@toita.ac.jp